



10/15
2024
令和6年

わかまつ

編集 若松区役所総務企画課 ☎761・0039 FAX751・6274

- 時間は24時間表記。
- 料金について記載のない催しは入場無料(参加無料)。
- はがき・往復はがき・電子申請の応募方法は11ページを参照。
- 甲=申し込み 問=問い合わせ
- 共通=共通の内容 担=市の担当課
- ネット=ネット窓口(電子申請)

保健福祉無料相談

①高齢者・障害者あんしん法律相談

弁護士が応じます。11月14日(木)13～17時。対象はおおむね65歳以上の高齢者や障害のある人と家族など。

②高齢者等住宅相談 介護の必要な高齢者や障害のある人などのための住まいづくりや住宅改造など。随時。

共通 若松区役所で。甲①は11月11日まで、②は事前に、若松区役所「高齢者・障害者相談」コーナー☎751・4800へ。

若松区文化祭

▶吟剣詩舞大会=10月27日(日)10～16時 ▶若松区民音楽会=10月27日14～16時30分。入場料500円 ▶総合文化展=いけばな展・ミニ盆栽展示・美術展・書道展。11月1日(金)～7日(木)の10～17時(7日は16時まで)。

共通 若松市民会館(若松駅前)で。問 若松区役所コミュニティ支援課☎761・5324へ。

折尾スポーツセンターの親子体操教室

11月9日(土)・16日(土)・30日(土)

(全3回)の13～15時。対象は3歳以上の未就学児(2人まで)と保護者。定員15組。室内用シューズが必要。問 往復はがき(1組だけ)に基本事項と子どもの名前にふりがなを書いて10月21日までに同施設(〒807-0874八幡西区大浦三丁目9-1、☎691・0812)へ。

福岡県ママと女性の就業支援センターの出張相談

働きたい女性の相談に、専門コーディネーターが応じます。10月22日(火)10時10分～15時10分、子どもの館(黒崎駅西側、コムシティ7階)で。対象は女性の求職者。定員4人。甲 10月18日までに福岡県ママと女性の就業支援センター☎533・6637へ。



元気でわくわく! 子ども薬剤師体験教室

薬剤師の職業体験を行います。11月17日(日)10～16時(受け付けは9時50分から)、グリーンパーク(大字竹並)で。対象は小学生(保護者同伴)。定員120人。入場料が必要。問 若松薬剤師会☎771・2081へ。担 若松区役所

保健福祉課☎761・5327。

福祉とボランティアの集い

西南女学院大学保健福祉学部教授・臨床心理士である中島俊介さんによる講話「コミュニケーションでこころと脳は活性化～幸せの人間関係」とボランティアグループの活動発表、パネル展示。11月12日(火)13～15時、若松市民会館(若松駅前)で。手話通訳あり。問 若松区社会福祉協議会ボランティア・市民活動センター☎761・2208、☎761・3660へ。

若松区年長者・障害者作品展を開催します!

60歳以上の年長者と障害者(区内施設に入所・通所している人)の書、

絵画、手芸など応募いただいた作品を展示。11月11日(月)～13日(水)の10～17時、若松市民会館(若松駅前)で。詳細は若松区社会福祉協議会☎761・3422へ問を。

若松区

年長者福祉大会

老人クラブの功労者表彰や活動の発表など。10月30日(水)13～15時、若松市民会館で。対象は区内在住の人。入場整理券が必要。若松区老人クラブ連合会(若松区役所内、☎761・7072)で配布中。

人権擁護委員の表彰

人権擁護委員は、人権を侵害された被害者の救済や人権相談活動のほか、人権尊重思想の普及高揚を図るための人権啓発活動を職務として、地域に密着した活動を行っています。5月に開催された福岡県人権擁護委員連合会総会で、多年にわたって人権擁護活動に尽くされた人権擁護委員に対する表彰が行われ、若松区の三重野靖子さんが法務省人権擁護局長表彰を受けられました。問 若松区役所総務企画課☎761・0039へ。



健康だより

問 若松区役所健康相談コーナー ☎761・5327

①食卓相談 健康を考えた食生活の相談に管理栄養士が応じます。希望者には体組成測定あり。11月14日(木)10、11、13、14時、若松区役所で。対象は65歳以上。定員各時間1人。甲 11月11日までに問先へ。

②子育て教室 NPO法人子どもとメディア常務理事による「スマホ・テレビ・ゲームと乳幼児～なにがよくない?こうしたらいい!」の講

話。11月13日(水)10～11時、若松区役所で。対象は乳幼児と保護者。

③離乳食教室 離乳食のすすめ方の話と試食、個別相談。11月19日(火)13時30分～14時45分。対象は生後7カ月～離乳完了(生後18カ月ごろ)の乳幼児と保護者。

②③の共通 母子健康手帳が必要。甲②は10月16～11月4日、

③は10月17日～11月11日に問先へ。インターネットも可。



▲②③の申し込みはコチラ

若松区役所で。

みんなで防ごう! イノシシ被害

北九州市では、市民生活などに被害をもたらすイノシシを捕獲していますが、全て捕獲することは困難なため、捕獲だけでは根本的な問題解決には至りません。イノシシの出没を防ぐため、地域のみなさんで力を合わせ、「イノシシが近付きにくい環境」をつくりましょう!

イノシシに遭遇した時は! 近づいたり、威嚇したりしないようにしましょう。

餌付けをやめよう! イノシシがまち中に出てくる最大の目的は「エサ(食べ物)」です。エサを与えると人馴れし、まち中に出没しやすくなります。飼犬などのエサや、家庭菜園の野菜くずなど、エサとなるものは放置せず、片付けまで行いましょう。また、ごみ出しの際は袋の口はきちんと結びましょう。

イノシシの隠れ場所をなくそう! 草刈りや清掃をしましょう。

イノシシの侵入を防ごう! 庭や花壇など、イノシシに侵入してほしくない場所には、柵などを設置しましょう。問 若松区役所総務企画課☎761・0039へ。



本紙は古紙パルプを含む再生紙を使用しています。